

議案第4号

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等
の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月14日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、関係
条例について規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例等
の一部を改正する条例

(京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例
(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

